

届出手続き簡素化のお知らせ

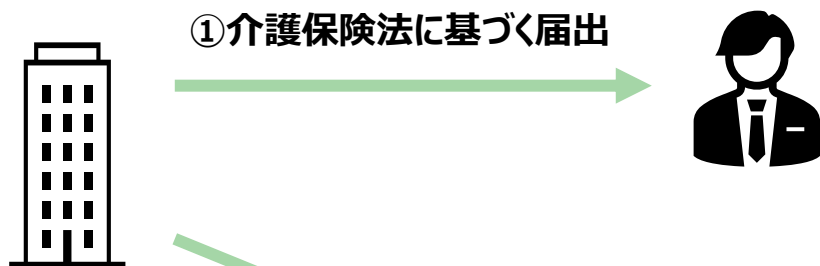
(変更・休止・再開・廃止)

(令和8年4月)

令和8年3月31日まで

指定介護機関

介護事業者課



②生活保護法に基づく届出

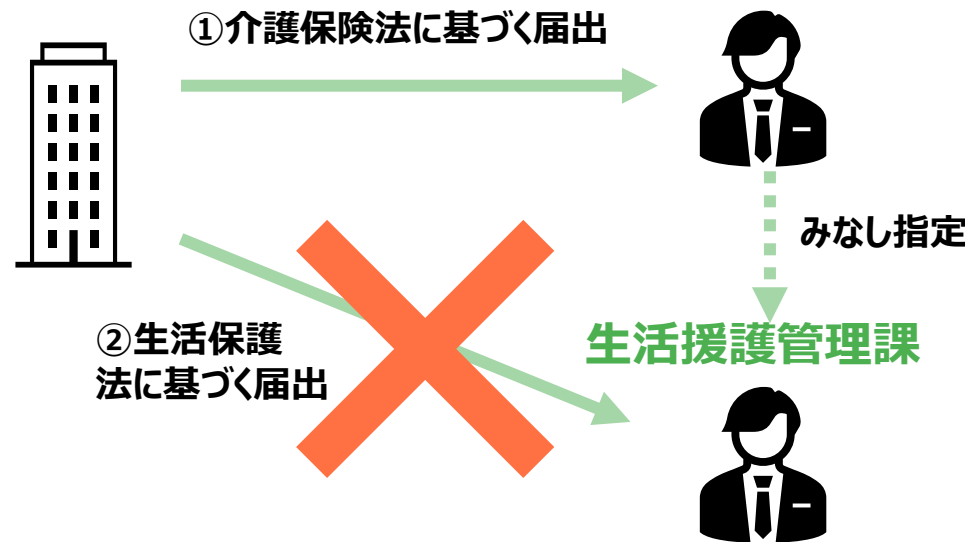
生活援護管理課



令和8年4月1日以降

指定介護機関

介護事業者課



②生活保護法に基づく届出

生活援護管理課

みなし指定



介護保険法に基づく届出をすれば、別途、生活保護法に基づく届出をする必要はありません。

注意点

生活保護法の改正では、変更・休止・再開・廃止する場合の届出のみが簡素化されます。下記については今後も申請又は届出が必要ですのでご注意ください。

- 生活保護法非指定の介護機関が新たに生活保護法による指定を受ける場合。
- 介護保険法・生活保護法により指定を受けている指定介護機関が、生活保護法による指定を辞退する場合。
- 他法による処分を受けた場合。
- 介護保険法の指定又は開設許可を受ける介護機関が、生活保護法による「みなし指定」が不要な場合。

< お問い合わせ先 >

堺市 健康福祉局 生活福祉部

生活援護管理課 保護係

TEL : 072-228-7412

Mail : seienkan@city.sakai.lg.jp